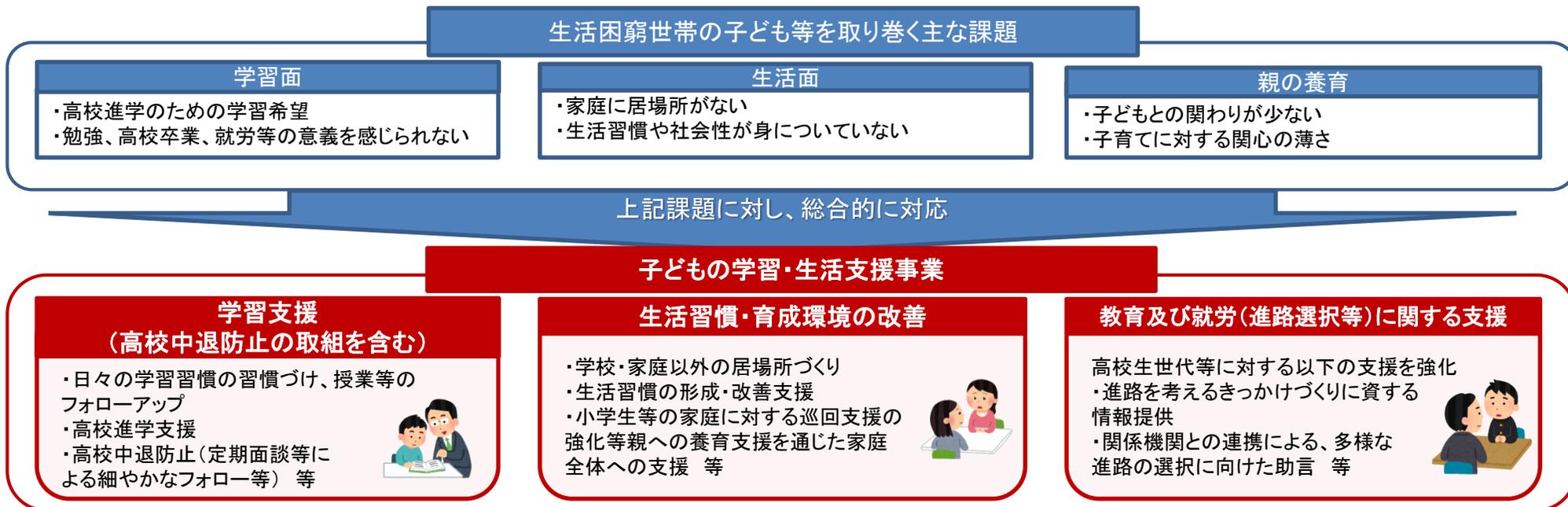


子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
 - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

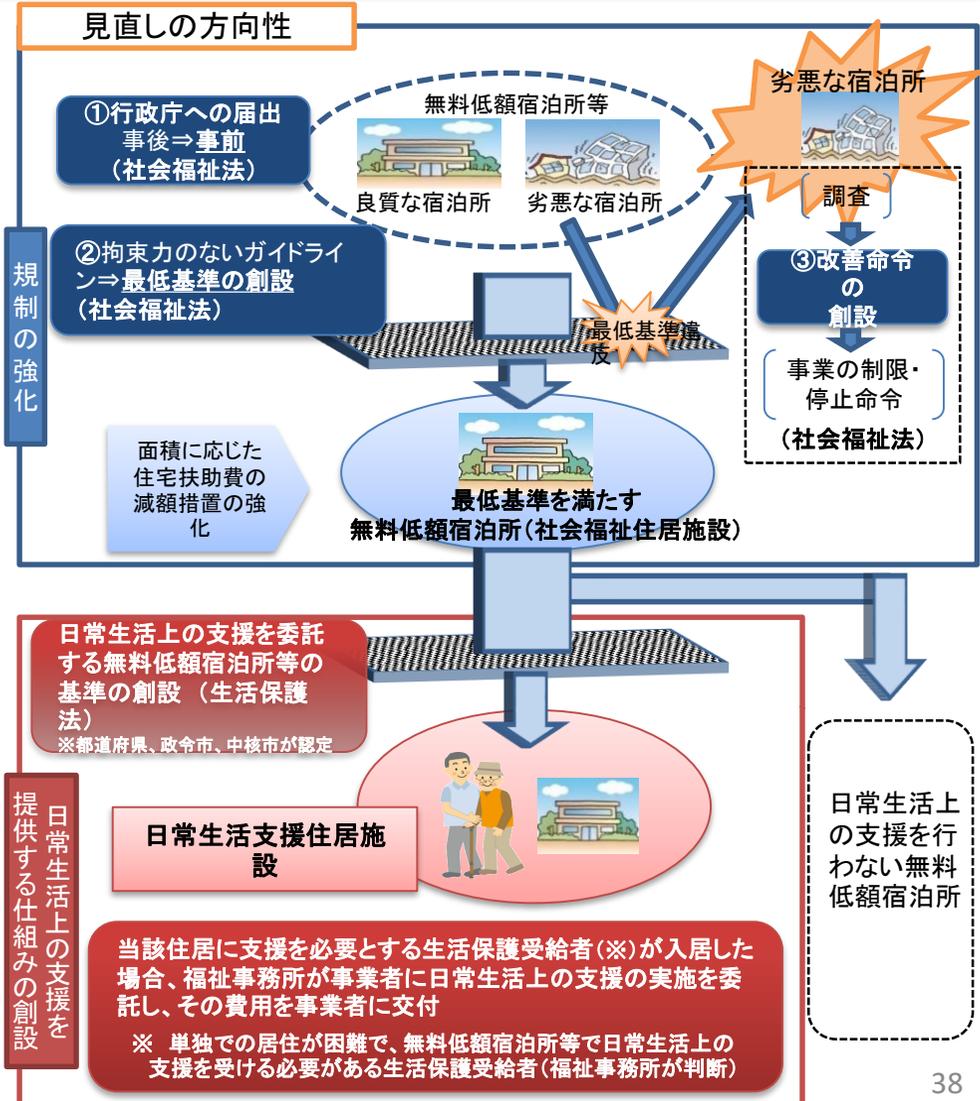
2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
 - ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537, 入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
 - 居室面積: 7.43㎡未満200施設(43%) ガイドラインの基準: 7.43㎡以上
 - 居室面積: 7.43~15㎡未満217施設(47%) 住宅扶助面積減額対象: 15㎡以下
 - 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:

食費	453施設(84%)	28,207円
その他の費用	469施設(87%)	15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満

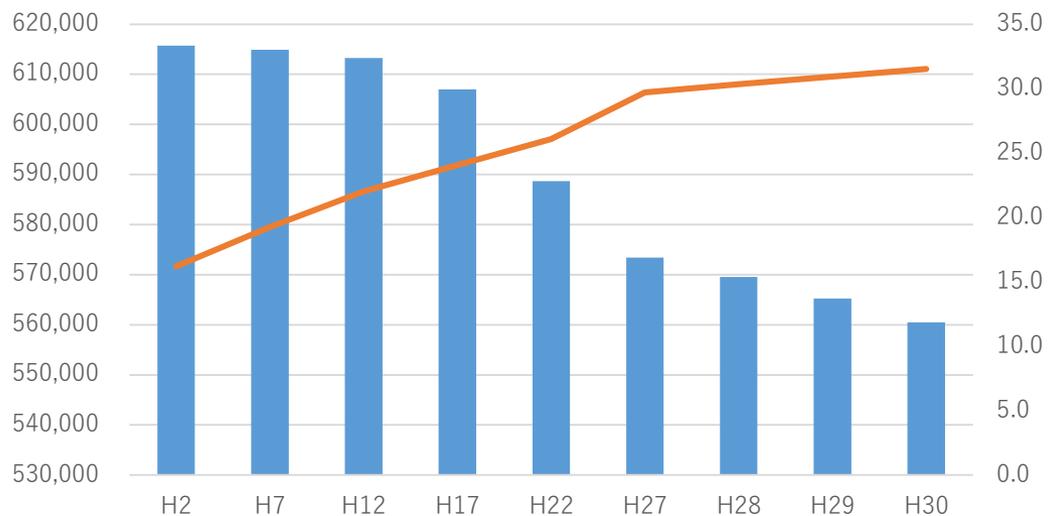


鳥取県の再犯防止 に向けた取組み

鳥取県福祉保健部
ささえあい福祉局福祉保健課

鳥取県のご紹介①

鳥取県の人口と高齢化率の推移



鳥取県推計人口
(R1.9.1現在)

計 555,899人
男 265,799人
女 290,100人

(人)

鳥取県の地理



鳥取県のご紹介②



鳥取砂丘



大山



浦富海岸



三徳山三佛寺投入堂

鳥取県地域生活定着支援センター

- 罪を犯した人の中には、高齢や障がいにより自立した生活が送れないにもかかわらず、受入先がなく、収入もないまま矯正施設を出所し、地域社会に復帰せざるを得ない者も多いです。
- そういった退所者が地域に戻っても何の支援も受けられずに再び罪を犯す問題が指摘されてきました。
- 地域生活定着支援センターは、そのような人たちが地域で生活できる環境を整える(住居確保、必要な福祉サービスへのつなぎ等)業務を行っています。

鳥取県地域生活定着支援センター

委託法人	社会福祉法人鳥取県厚生事業団
人員体制	相談員4名（専任2名、兼任2名）
設置時期	平成22年7月



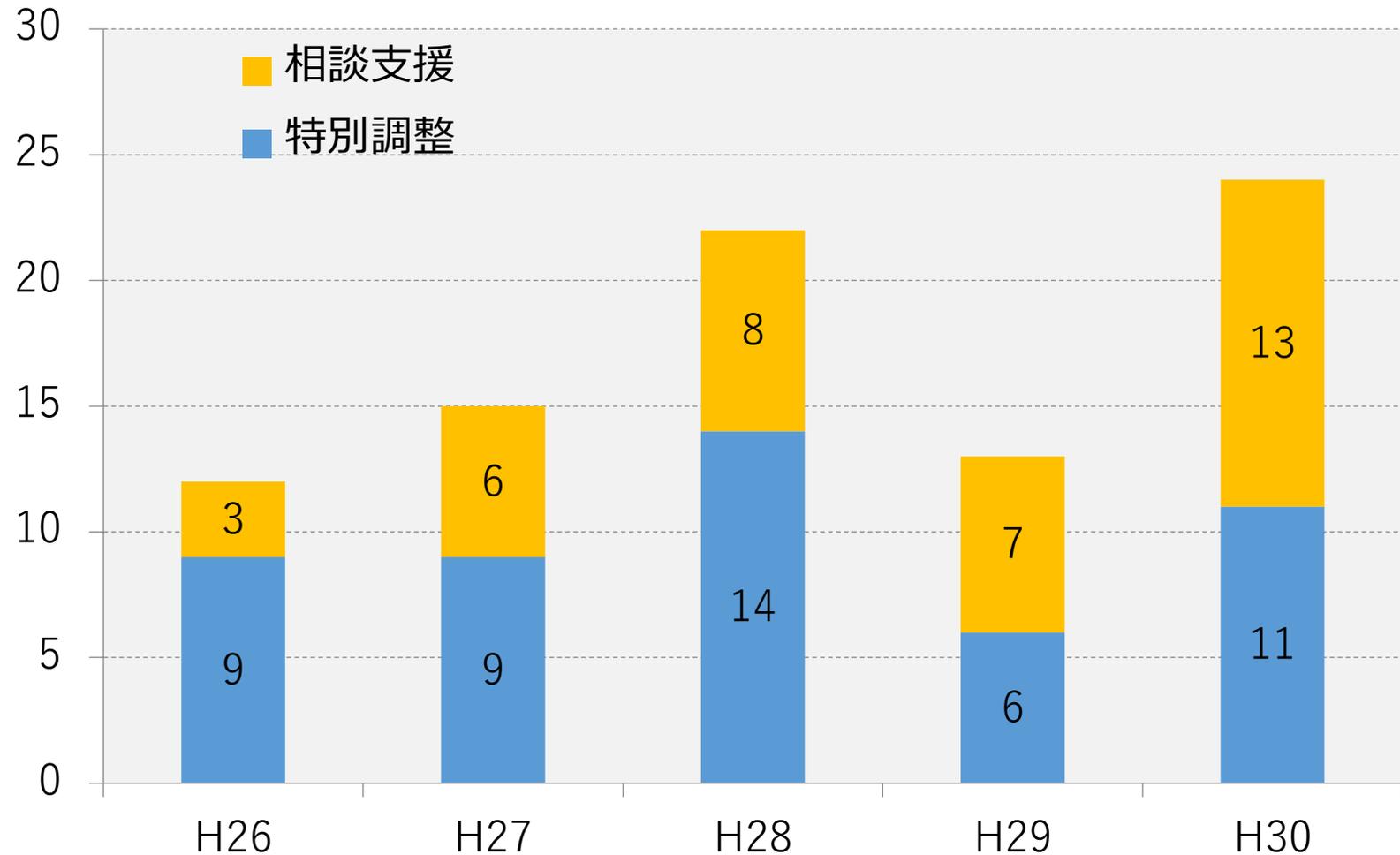
**住所：鳥取市伏野2259-17
（地域支援総合センター内）**

TEL：0857-59-6081

E-mail：shirahama_teichaku@tottori-kousei.jp

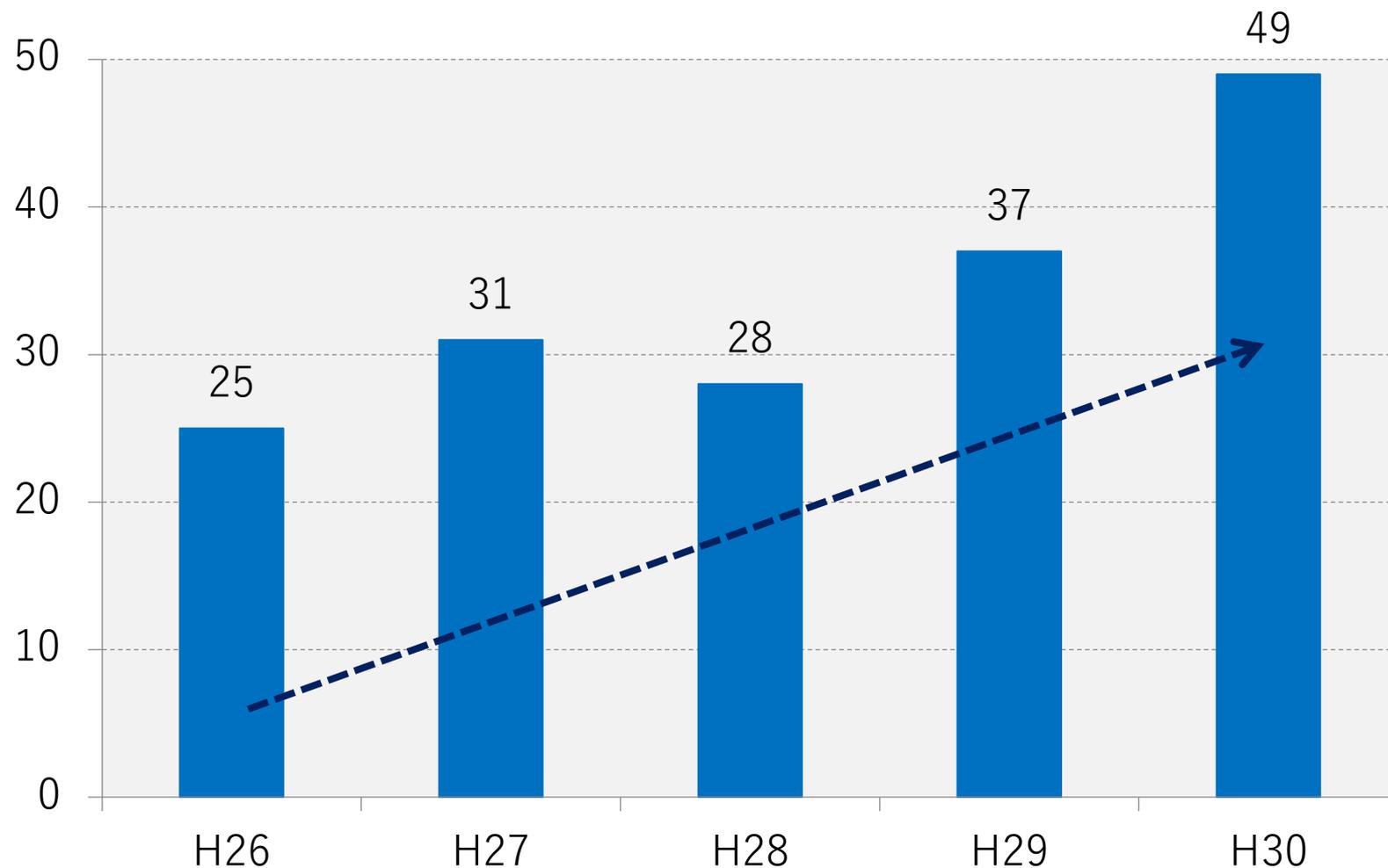
新規依頼件数 (過去5年間)

(人)



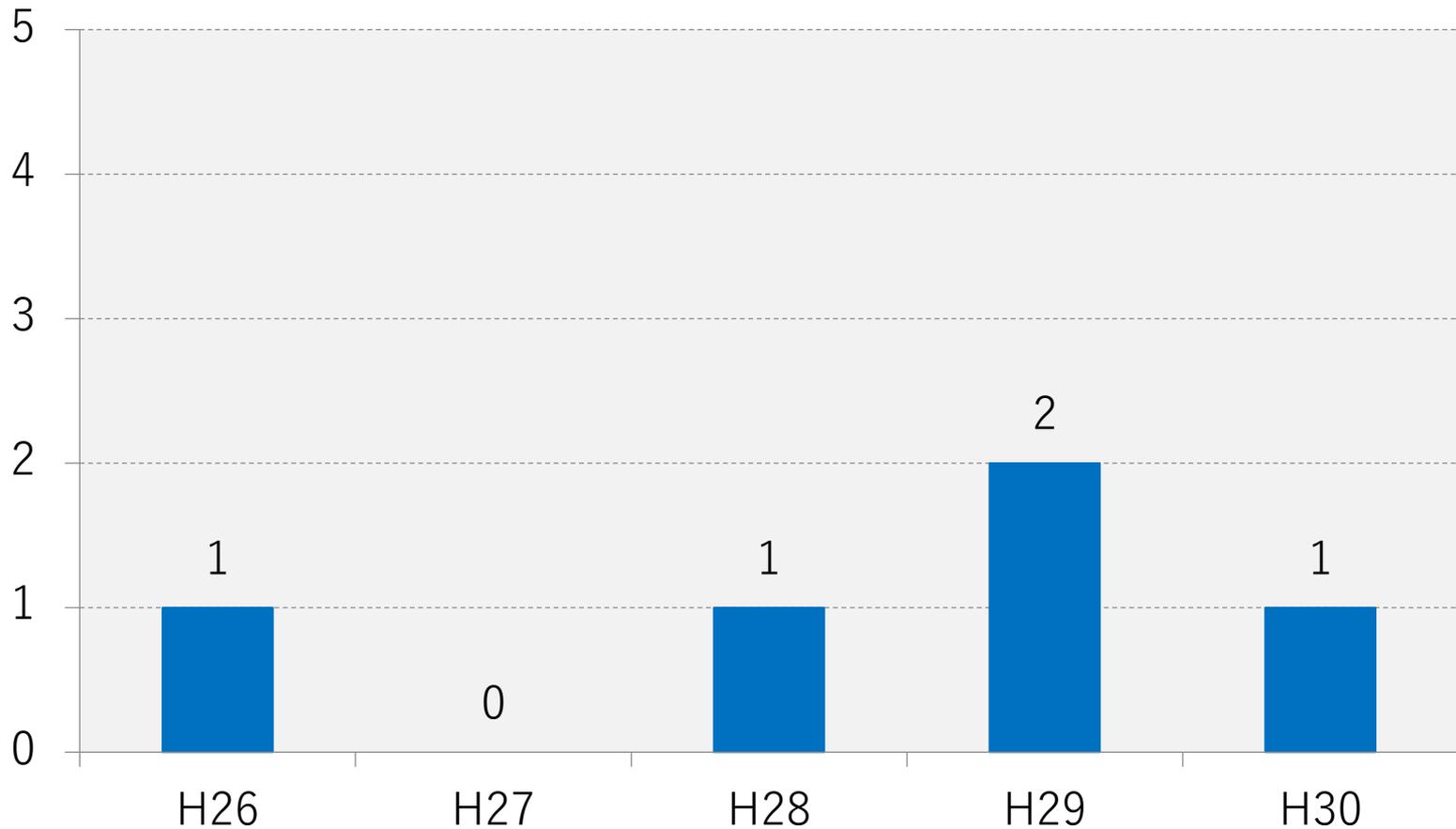
フォローアップ対象者数 (過去5年間)

(人)



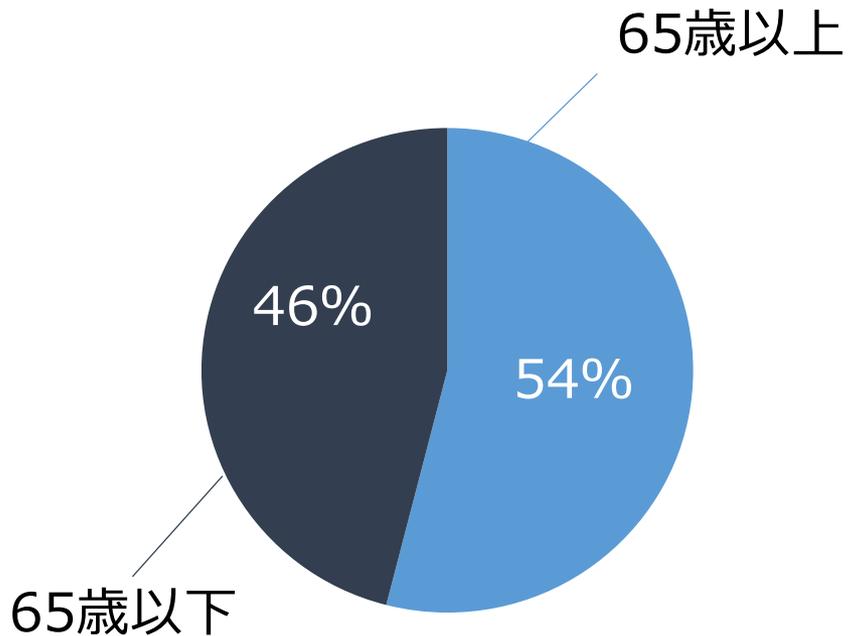
支援した者の再犯者数 過去5年間)

(人)

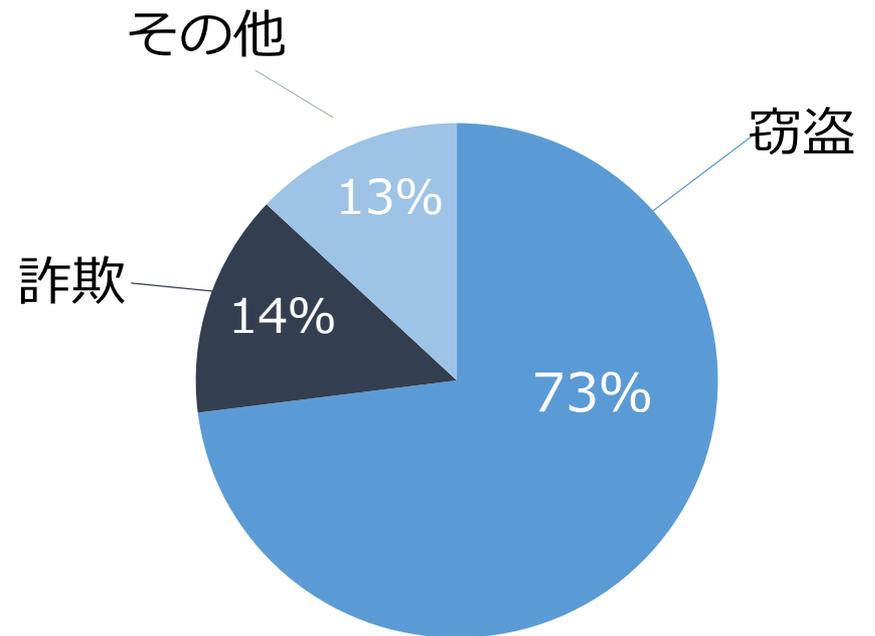


支援対象者分類 (特別調整対象者)

【年齢】



【罪名】



地域生活定着支援センターの課題

①住居確保の問題

- ・身元保証人がいないと住まいが見つからない。
- ・定着センターに実質的な緊急連絡先を求められる。

②終わりなきフォローアップ業務

- ・元気高齢者など、福祉サービスを使えない対象者について、継続的な見守り支援が必要。
- ・支援の軸が地域の支援機関へバトンタッチできていない。

鳥取県再犯防止推進計画の策定

○経緯

- ・平成29年6月議会における知事答弁

(保護司である県議会議員の平成28年法律施行に伴う質問)

「国計画の策定状況・動向を伺いつつ鳥取県計画を検討開始」



○取組

- ・各関係団体訪問(平成29年度)

6月12日～8月7日

各民間団体等の取組と課題を聞き取り:18団体

9月12日～15日

県関係課へ活用可能な事業等の聞き取り:15課

- ・検討会の設置運営

検討委員は社明運動参加団体等から選定し、鳥取保護観察所と協議の上決定



鳥取県再犯防止推進計画の概要

(H30.4.1策定)

計画期間

平成30年度から5年間

対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年もしくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者

基本方針と主な取組内容

①国・民間団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none">・再犯防止推進会議の設置・高齢者・障がい者以外の者についても、地域生活への円滑な移行や、地域生活における相談などを支援する新たな機関の設置
②就労・住居の確保	<ul style="list-style-type: none">・保証人がいない場合の賃貸住宅に係る債務保証制度の創設
③保健医療・福祉サービスの利用の促進	<ul style="list-style-type: none">・薬物依存症の相談拠点・治療拠点機関の設置
④非行の防止と、学校等と連携した就学支援の実施	<ul style="list-style-type: none">・少年院における療育支援が必要な者に対する県関係機関による相談支援
⑤民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力・シニアバンクの活用（受刑者に対する学習支援等）

成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者率を平成34年度までに20%にする 基準値 27.4% (H28)

鳥取県再犯防止推進計画に基づく 具体的な事業の実施状況(国・民間団体等との連携強化)

鳥取県社会生活自立支援センター(H30.6.1設置)

- 平成30年6月1日から(一社)とっとり東部権利擁護支援センター(鳥取市)内に「鳥取県社会生活自立支援センター」を設置。
- 法務省モデル事業を活用し、福祉サービスに関することをはじめ、住居や就労などの相談、**適切な機関等へのつなぎ等、弁護士や鳥取地方検察庁・鳥取保護観察所等と連携しながら対応**する。

支援対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、刑務所出所者等のうち鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象とならなかった者のうち福祉支援が必要な者

業務内容

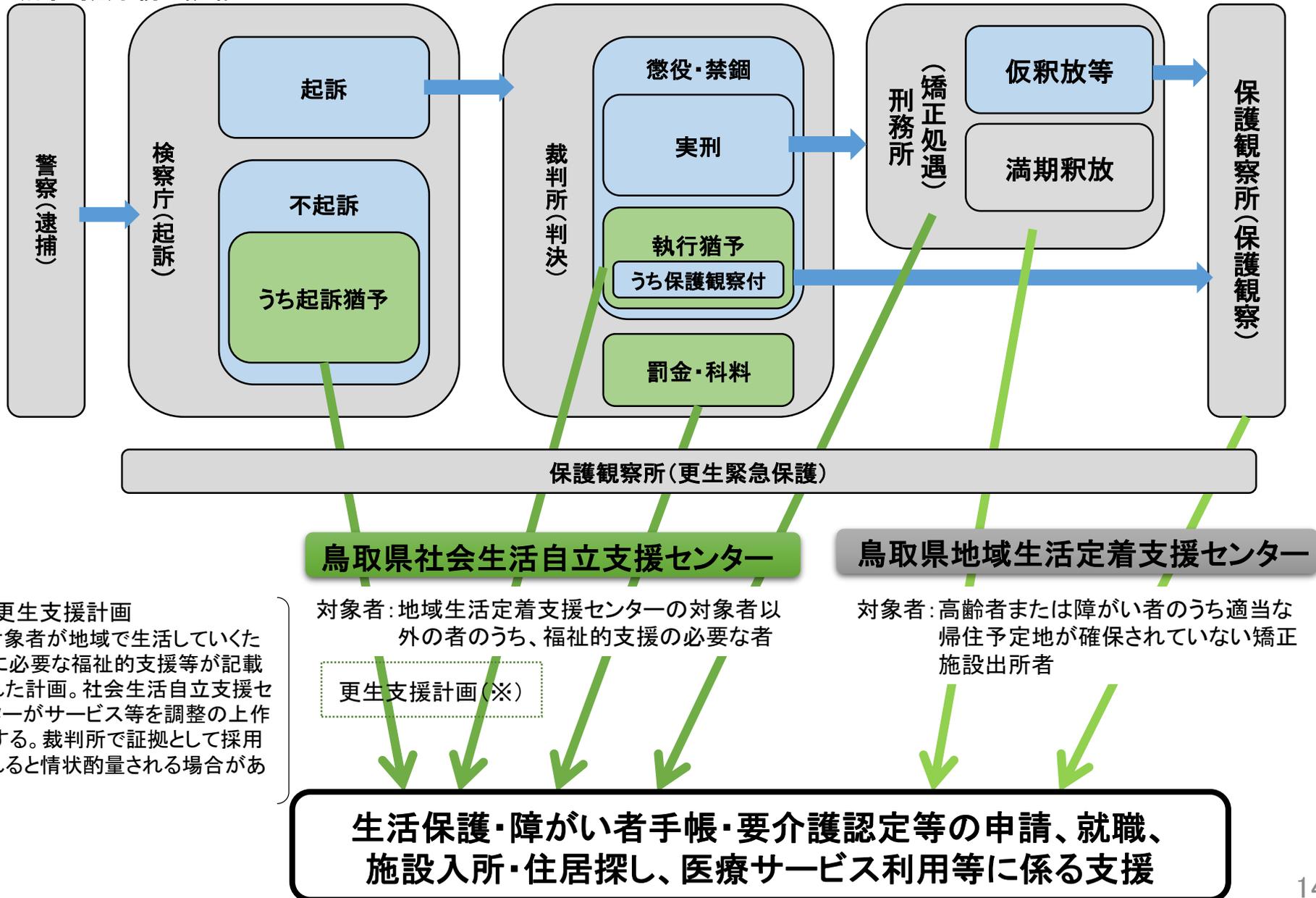
- ・相談員の配置
- ・対象者の福祉サービス等ニーズ確認
- ・更生支援計画の作成
- ・受入先施設等のあっせん
- ・福祉サービス等に係る申請支援等の実施
- ・調整後の必要なフォローアップ
- ・犯罪をした者や関係者からの相談支援 等

実施状況

○支援人数(H30.7~R1.8) 31人

【鳥取県社会生活自立支援センターの支援範囲】

＜刑事司法手続の概略＞



※更生支援計画
対象者が地域で生活していくために必要な福祉的支援等が記載された計画。社会生活自立支援センターがサービス等を調整の上作成する。裁判所で証拠として採用されると情状酌量される場合がある。

対象者：地域生活定着支援センターの対象者以外の者のうち、福祉的支援の必要な者

更生支援計画(※)

対象者：高齢者または障がい者のうち適当な帰住予定地が確保されていない矯正施設出所者

生活保護・障がい者手帳・要介護認定等の申請、就職、施設入所・住居探し、医療サービス利用等に係る支援

モデル事業の実施により見えてきたこと (経過報告)

取組: 入口支援対象者の実態把握、入口支援に必要な仕組みの構築

＜鳥取県社会生活自立支援センターの実績(R1.9時点)＞

◆実際に支援した者31名のうち、再犯に至った者は3名

- 一つの部署(対策)による支援の限界(部局横断的な連携の必要性)
- 支援者間の連携や情報共有が不十分
- 対象者へのアセスメントが十分になされていない
- 地域で共助の取組を行う社協の関わりがほぼ見られない

⇒ 対象者が社会から孤立しており、地方行政の支援は届いていない実態が浮き彫りに

鳥取県の特徴ある取組み

- 鳥取県、鳥取県地域生活定着支援センター及び鳥取県社会生活自立支援センターが、定期的にミーティングの場を持ち、取組を充実させるために、情報共有や企画立案を行い、再犯防止推進会議の実質の進捗管理を行っています。
- 上記ミーティングで社会生活自立支援センターの各種必要な会議への参画や、ボランティアへの働きかけの整理、対象者の受皿拡充のための事業者向け研修会などを企画実施。（※長崎定着視察時の助言による）
 - <研修会>
 - H30：障がい福祉サービス事業者向け
 - R1（予定）：高齢者事業所向け
- 鳥取少年鑑別所（鳥取法務少年支援センター）とBBS会が協力し、小中高生を対象とした学習指導を実施（全国初の取組）。
 - ⇒ 市町村や学校と鑑別所がつながるよう、県と鑑別所で戸別訪問を実施
 - BBS会への学生ボランティア参画促進のための鳥取大学等への働きかけ
- 県立鳥取ハローワークに「専門就業支援員（更生保護担当）」を1名、令和元年9月1日に配置。

今後に向けて

対象者の途切れた地域との絆の取り戻し、これまで社会から孤立していた人への地域との絆の創出(ソーシャルインクルージョンの実現)を行います。

具体的には…

計画に則して事業を実施する中で、浮き彫りになってくる課題への対応

- ・支援者のネットワーク強化充実、チームでの対象者支援
- ・対象者へのアセスメントの充実
- ・支援者の拡大(地域資源への普及啓発) 等

ご清聴、ありがとうございました。



全定協 中国四国ブロック専門研修会

罪を犯した人たちの

“出会い”が気付かせてくれたこと

～ 長崎県地域生活定着支援センターの実践 ～

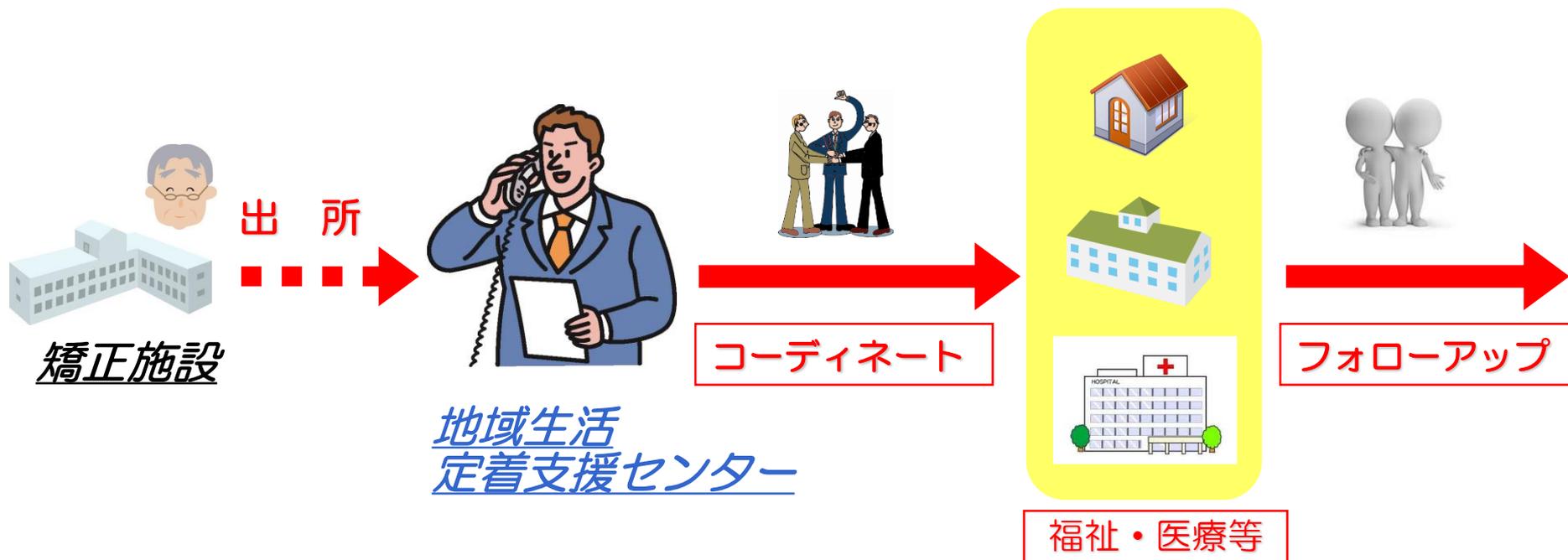
長崎県地域生活定着支援センター

所長 伊豆丸 剛史



『地域生活定着支援センター』の主な業務

～ 矯正施設（刑務所・少年院）からの“出口支援”～



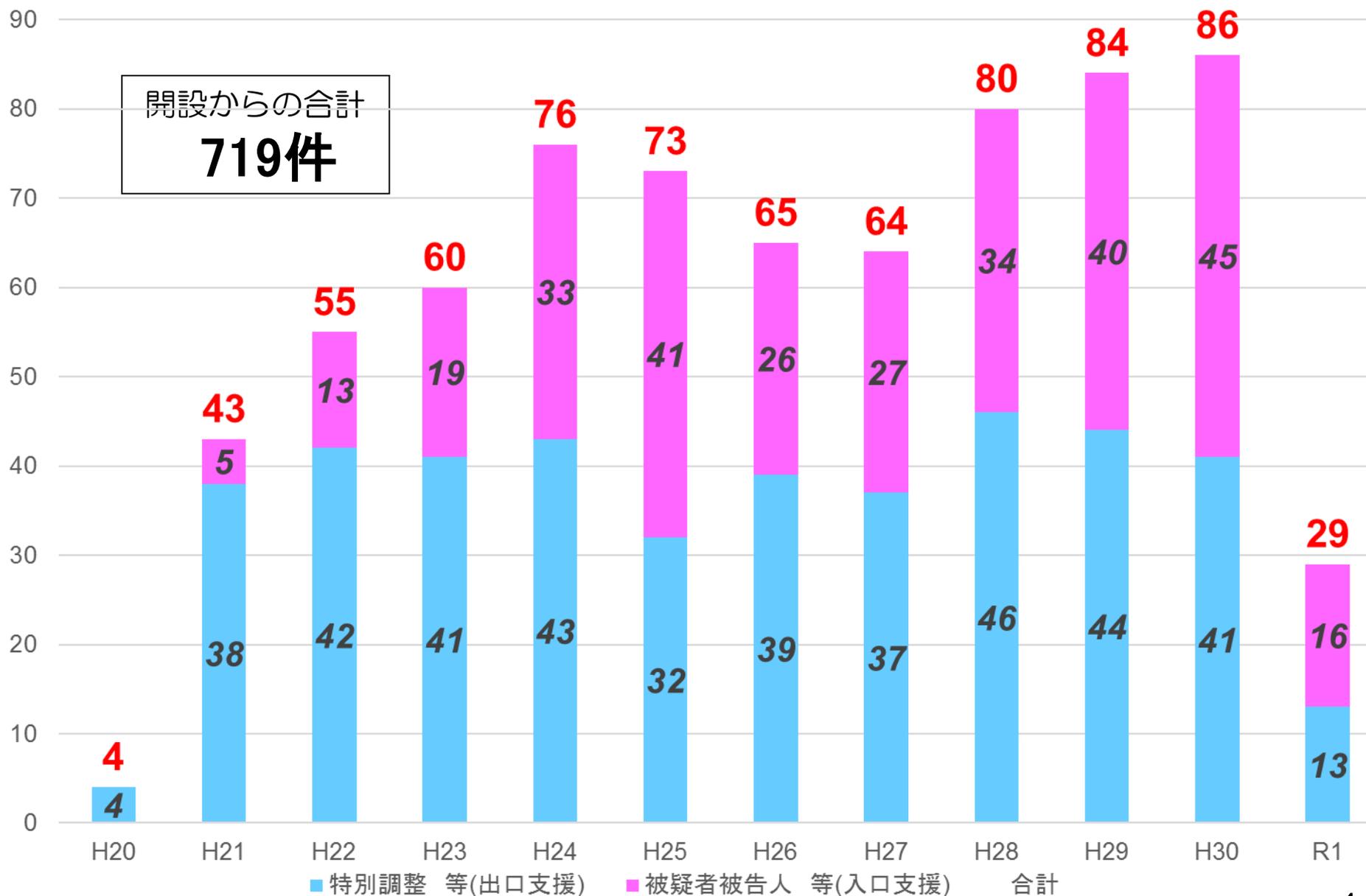
刑務所を出所する帰る場所がない「高齢者」や「障がい者」の方が、出所後も生活に困らないでいいように、また犯罪を犯さず安心して生活できるように、受刑中から支援（コーディネート/フォローアップ）を実施。

長崎県地域生活定着支援センターの概要

1. 開設：平成21年1月、全国で初めてモデル的に開設
2. 職員体制：5名
 - 所長：1名（社会福祉士）
 - 相談員：4名（内、社会福祉士2名・精神保健福祉士1名）
3. 所在地：長崎県諫早市福田町357-1（ブルースカイ2階）



『依頼件数の年次推移（令和元年7月末現在）』



なぜ、長崎定着は
“入口支援”に注力してきたのか？”

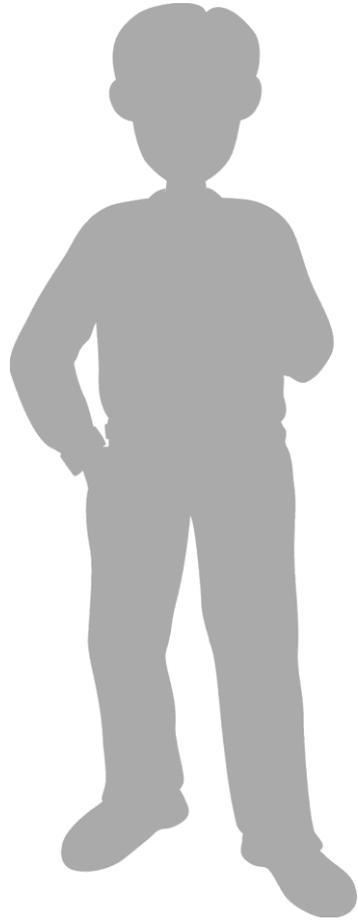
“実践”から見えてきた

司法と福祉の“狭間”で

置き去りとなっていた社会的弱者



実践事例



- 受刑歴：19回
- 主な罪名：住居侵入・窃盗

A氏：60代 男性

障がい者手帳：身障1級（ろうあ者）

～ A氏の言葉より ～

「（刑務所は）仕事をする所。楽しい。」

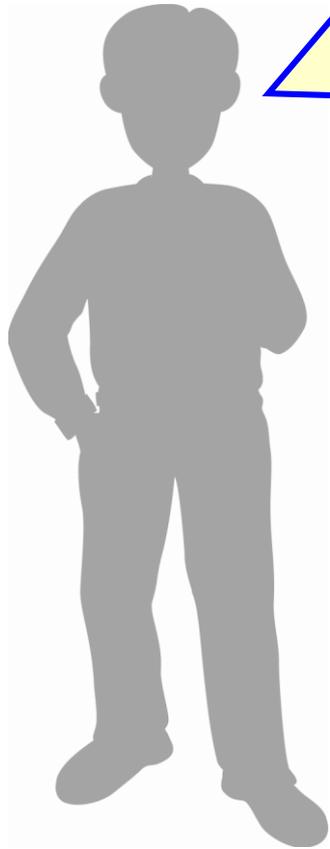
「あっち（刑務所）へ行って、仕事が
したい!」



『刑罰を科す』

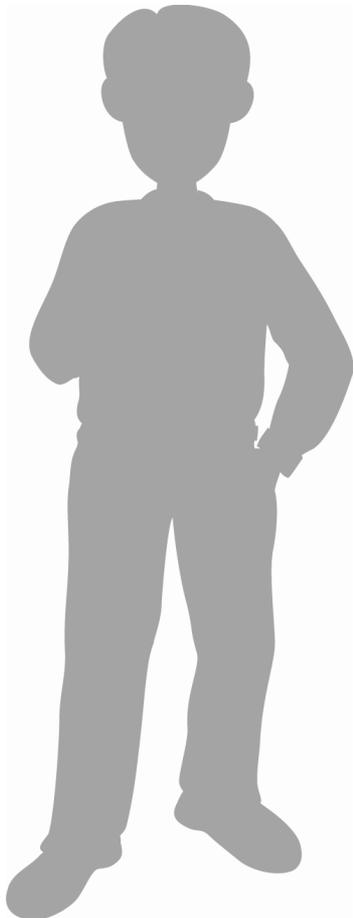
⇒ 反省を促し、再犯を予防

⇒ A氏：刑罰（刑務所）＝「仕事が
出来て嬉しい」



実践事例

被告人B氏 (40代 / 男性 / 療育手帳B1知的障がい)



- 主な罪名：住居侵入・窃盗
- 受刑歴：1回
(前科前歴：3犯2回)

B氏 (40代 / 男性)

実践事例 負の連鎖（スパイラル）という悲劇

放置

行政・福祉・地域からの放置
「問題は感じていたが・・・」

排除

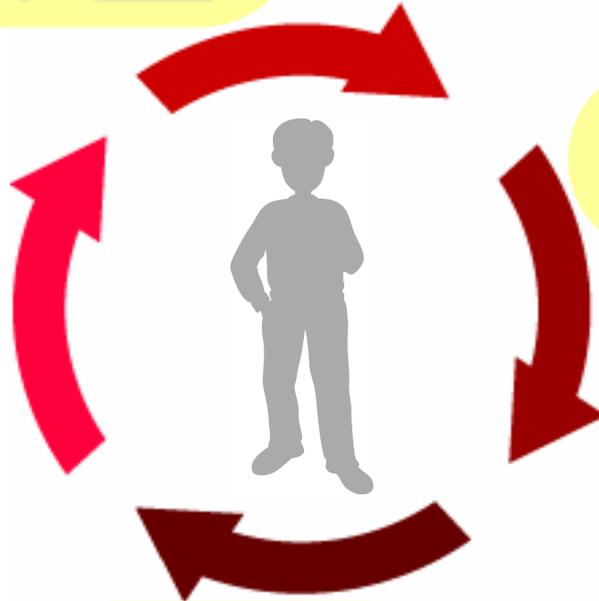
出所者・犯罪者・・・
「出て行け！」という地域からの白い目

孤立

信じられるのは家族だけ・・・社会との繋がりが更に途絶え・・・

犯罪

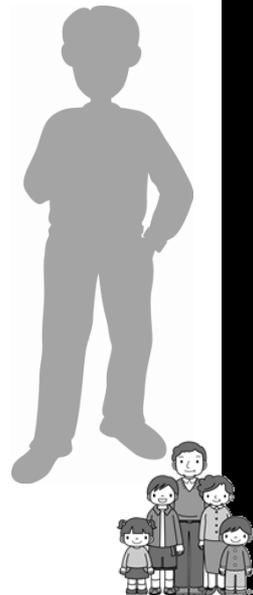
短絡的・刹那的・目先の快だけのために・・・
生きていくために・・・



司法と福祉の“狭間”に置き去りとなった社会的弱者



福祉的支援



微罪処分
不起訴
執行猶予
保護観察
実刑（刑罰）

地域再犯防止推進モデル事業

～ 官民協働（県&市） ～





再犯の防止等の推進に関する法律

が平成28年12月に成立しました。

法務省は

「再犯防止対策」

を進めています。

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

「再犯防止推進計画」が閣議決定

再犯防止推進計画

平成29年12月15日

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（推進法第17条、第21条関係）

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

(2) 具体的施策

ウ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

ア 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

イ 社会福祉施設等の協力の促進

厚生労働省は、高齢者又は障害のある者等に福祉サービスを提供する社会福祉施設等に支給する委託費等の加算措置の充実を含め、社会福祉施設等全体の取組に対する評価について更に検討を行うなど、社会福祉施設等による高齢者又は障害のある者等への福祉サービスの提供の促進を図る。【厚生労働省】

ウ 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、総務省の協力を得て実施責任を有する地方公共団体の明確化を含む指針等を作成し、地方公共団体に対してその周知徹底を図る。また、法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、総務省の協力を得て矯正施設・保護観察所の職員に対して住民票に関する手続等の周知徹底を図るなどし、矯正施設在所中から必要な支援を実施する。【総務省、法務省、厚生労働省】

③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

ア 刑事司法関係機関の体制整備

法務省は、検察庁において社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士の配置を充実させるなど、検察庁における社会復帰支援の実施体制の充実を図るとともに、保護観察所において福祉的支援や更生緊急保護を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、保護観察所における実施体制の充実を図り、入口支援が必要な者に対する適切な支援が行われる体制を確保する。【法務省】

イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要



※ 平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するものです。

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。

■ 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められるが、モデルとなる事例はない。

■ 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を「地域再犯防止推進モデル事業」として実施。

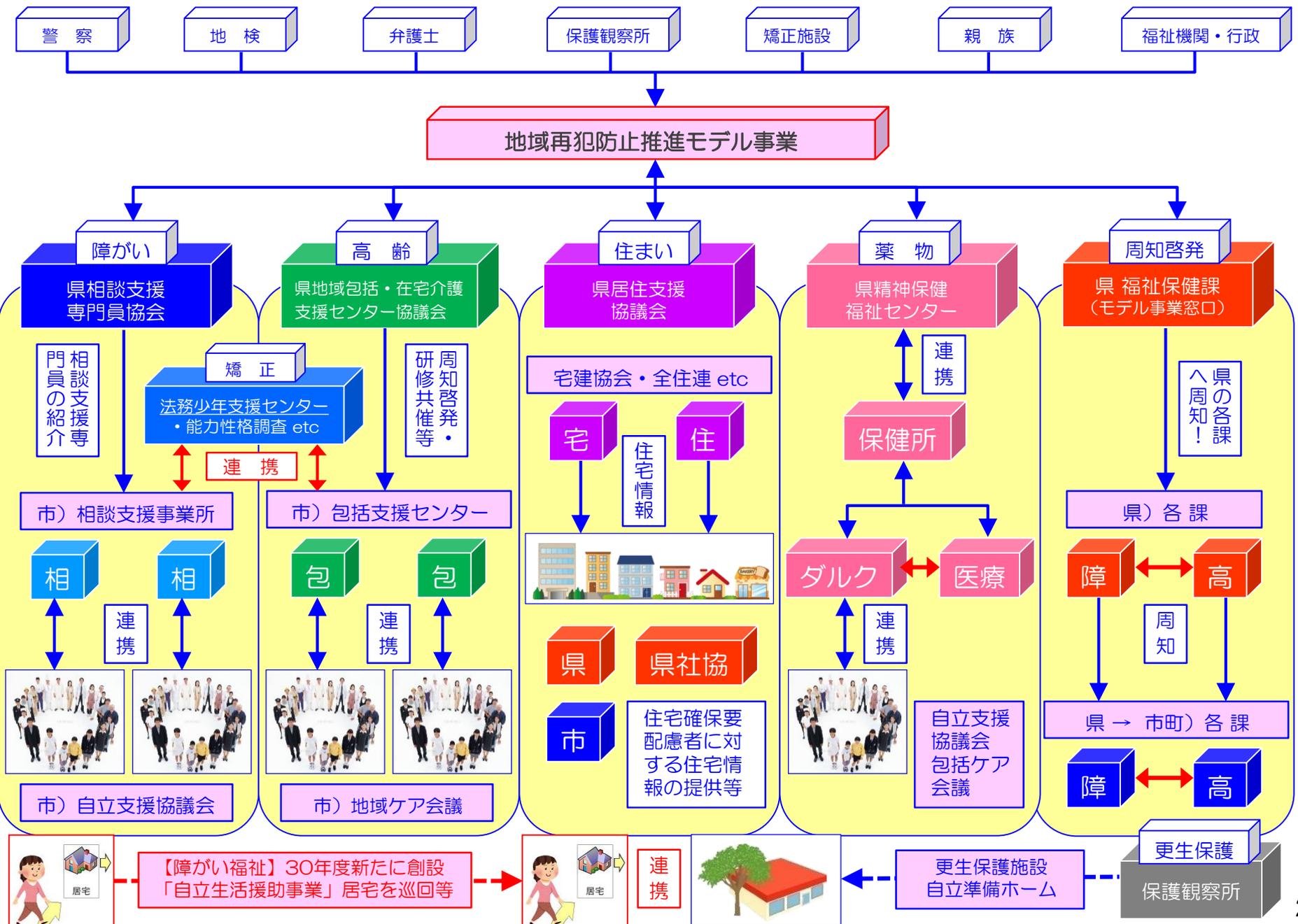
長崎県で実施するテーマ

募集内容

応募に当たっては、以下のテーマのいずれかについて、地域の具体的な課題と想定される取組の内容を提案。（複数テーマの選択も可能）

〔テーマ〕

- 1 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 2 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 3 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に関する取組
- 4 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組
- 5 その他犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組



- 私が日々大切にしていること -

～ 関係性構築のPoint ～



■面接時や直接支援の際、留意していること

1. いかに心地良い“感情記憶”を残せるか ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ 正しいことを伝えるよりも。心地良いその場の空気・雰囲気といった心地良い“感情記憶”をイメージしながら支援する。
- ◆ 対象者に「どう言えば良いのだろうか」「どういう言葉が良いのだろうか」と考える呪縛から自分を解放し、心地良い“感情記憶”を残すことを最優先に！

★涙 (エピソード) : 「言いたくないなんて言えませんよ！」

2. ユマニチュードから学ぶコミュニケーション ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ イヴ・ジネスト氏によって開発された「見る (同じ目線)」「話しかける (優しく前向きな言葉・繰り返し)」「触れる (優しく触れる)」「立つ」を基本とする認知症者の人格を大切にしたケア。
- ◆ ユマニチュードの効果：治療を拒否していた人が素直に治療を受けるようになり、言葉を荒げていた人が「ありがとう」と言うようになった等の報告あり。
- ◆ 感情記憶を狙ったユマニチュードとの併せ技1本！！

- 別れ際の握手
- 起立して挨拶 etc

